

鎌倉市歴史的風致維持向上計画(第2期)(素案)に対する指摘について

資料4

【国交省・文化庁】

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
1	198	第2章エ(ア)b	坂井武三郎氏の活動が歴史的風致を形成している活動か確認をお願いします。(個人的な活動に写るため、その他で地域住民による活動内容があればご記載ください)。困難な場合は、「鎌倉風致保存会」の活動が歴史的風致を形成する活動といえる→20年以上前から活動している旨と保存会の設立年度をご記載ください。	「b 坂井家住宅における保存・継承活動」の項目を削除し、「c そのほかの建造物における保存・継承活動」の項目の最後に『また、坂井家住宅は、平成25年(2013年)に鎌倉風致保存会に寄贈後、ボランティアによる庭園、敷地の整備が行われており、活動の日には、庭園の整備をしている様子を周辺の道路から見る事ができる。』を追加し、写真を移動します。また、P223「(イ)鎌倉風致保存会の活動」2段落目「鎌倉市内に8.0haの緑地を所有管理するほか、」の後に『坂井家住宅の活用を行うなど、歴史的建造物の保存・継承を図ることで、』を追加します。
2	238	3段落目3行目	「を策定しており、市が主体となって保存管理を行っており、沿革や…」→「おり」が続いていますので、一つ目のおりを削除するなどご対応をお願いします。	「を策定しており、市が主体となって保存管理を行っており、沿革や…」 ↓ 「を策定しており、市が主体となって保存管理を行っており、沿革や…」
3	238	4段落目2行目	「学識経験者の助言を受けながら厳密な管理を行ってきた。」→たしか文化庁の樋口さんから「学識経験者等」と「等」を入れるよう指摘があったかと思しますので、ご確認ください。	「学識経験者の助言を受けながら厳密な管理を行ってきた。」 ↓ 「学識経験者等の助言を受けながら厳密な管理を行ってきた。」
4	31	下から5	二代將軍徳川忠秀 ↓ 二代將軍徳川秀忠	ご指摘のとおり修正します。
5	43	本文4～5	「史跡及び名勝」として指定を受けており、「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」 ↓ 「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」	以下の文章に修正します。 「史跡及び名勝」として指定を受けており、「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」 ↓ 「史跡及び名勝」として指定を受けている「建長寺庭園」、「円覚寺庭園」となっている。
6	48 58	本文4 表20	48頁に英勝院と出てくるが、どのような人物かがすぐわからない。58頁で人物がわかるが、家康の側室で、水戸家初代の徳川頼房の養母となった、という記述があると、58頁での徳川光圀との関わりが明確に出るのでは？	以下の文章に修正します。 ↓ 英勝寺は江戸時代初期の寛永13年(1636年)に創建された浄土宗の尼寺で、西に源氏山が控え、南は寿福寺と隣接する。開基の英勝院は徳川家康の側室であったが、水戸徳川家初代の徳川頼房の養母でもあったことから水戸徳川家とのゆかりが深く、徳川光圀が鎌倉を訪れた際、英勝寺を宿所としている。 重要文化財の建造物5棟(仏殿・山門・鐘楼・祠堂・祠堂門)を有し、東南端の惣門から入ると、右手に鐘楼、北に折れて山門の正面に仏殿がたち、山門・仏殿の西側の段に開基英勝院の祠堂がある。山門と仏殿及び鐘楼は寛永創建時の建築で、祠堂と祠堂門(唐門)も江戸初期の建築である。
7	84	(k)14	「なお、令和8年(2025年)現在、浄土宗開宗850年記念事業として本堂の大改修を実施中のため公開されていない。」 →令和8年は西暦で2026年であるため確認をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
8	103	本文16	「夏を無事に超すことができたことへの感謝を 来る秋の豊穡を願う夏越祭が行われる」(103 頁17行目) →「…感謝と来る秋の豊穡…」という文章に しなかったと考えます。	ご指摘のとおり修正します。
9	103	本文18	「疫病・災禍を払い鎮めて」 →「祓い」の字の方が適切だと思います。	ご指摘のとおり修正します。
10	108	(d)1	「京都の伏見稲荷大社を御本社に仰ぐ全国の 稲荷社では…」 →「総本社とする」くらいの記述が適切ではな いでしょうか。	「総本宮とする。」に修正します。 (伏見稲荷大社のHPや、京都市公式観光 HPにおいても「総本宮」の表現が使用され ていることから)
11	118	(b)8～9	改行ズレ	ご指摘のとおり修正します。
12	126	本文11	「古来この地で行われてきた漁業に関連する 伝統行事の」 →ここまでの記述で、漁業関連の記述は見ら れないので、唐突。次項(2)で、海にまつわる 歴史的風致を挙げており、また127頁コラム で十日えびすを記載しているので、コラムを先 にする、または、次項でもとりあげるように、と いった説明が必要。(または、この部分の漁業 関連といった記述を削除すべきか)	以下の表現に修正します。 ↓ 古来この地で行われてきた生業に関連する 伝統行事 また併せて10行目から始まる文章に赤文 字を追加します。 ↓ さらに、社寺は、一つの歴史的風致を形成 する重要な要素であることだけに止まら ず、次項以降で取り上げるように、古来この 地で行われてきた生業に関連する伝統行事 …
13	131	写真2-132 キャプション	「史跡指導標と和賀江島」 →史跡指導標という言葉は、あまりなじみがな く、後ろ(163頁、166頁)に、青年団の活動の 中で建てられたもの、ということがわかるの で、脚注で、指導標については、後述、とか入 れるのかと思います。	ご指摘のとおり修正します。
14	137	写真2-145 キャプション	「材木座 汐神楽」 →写真そのものについているキャプションが 汐でしょうか。地の文が潮の字ですが、元々の キャプションにあるようでしたら、「」を付けた ほうが、わかりやすいかもしれません。	潮神楽に統一します。
15	143	本文11	令和4年(2024 年)7月に再開され、 →令和4年は西暦で2022年であるため確認 願います。	ご指摘のとおり修正します。
16	160	本文3～4	「…近世の中期以降発展した。江戸時代入 ると、…」 →記述の時間軸が遡っています。「江戸時代 に入ると」は不要かも。	下記のように修正します。 ↓ 近世以降発展した。江戸時代の貞享2年…
17	175 199 264 270		平成31年と令和元年が混在しているため、整 理願います。(p.265のように、平成31年3月 と明確に平成である場合は除きます。)	明確に月の記載がない場合は「令和」、4月 以前のものは平成と使い分けます。
18	190	最終行	『長尾欽彌旧別邸 扇湖山荘』→確認ですが、こ ちらは書名で、欽の字を使っている、というこ とですね。人名としては、長尾欣彌が現在は使 われている、という理解でよいですか。	「欽彌」が正しい表記なのでこちらに統一し ます。
19	214	本文7	人口の崖 →人工の崖	ご指摘のとおり修正します。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
20	215	c9	明治19年(1989)年→明治19年(1889年)?西暦ミス? 年紀を再確認ください。	明治19年(西暦1886年)に修正します。
21	237	表3-1※	(令和8年(2024年)3月31日現在) →令和8年は西暦で2026年であるため確認 願います。	ご指摘のとおり修正します。
22	253 306	表3-4 表5-2	以下6件の建造物保存活用計画の策定年を記 載①円覚寺(舍利殿)平成22年(2010年)② 鶴岡八幡宮(大鳥居・摂社若宮・上宮・末社丸山 稲荷社本殿)昭和63年(1988年)③荏柄天神 社(本殿)平成19年(2007年)④建長寺(仏 殿・昭堂・唐門・山門・法堂・大覚禅師塔)平成 18年(2006年)⑤覚園寺(開山塔・大燈塔)平 成19年(2007年)⑥極楽寺(忍性塔・五輪塔) 平成20年(2008年) →文化庁側で確認できる建造物の保存活用計 画は、①「国宝円覚寺舍利殿建造物保存管理計 画」(平成24年3月作成)と③「荏柄天神社重 要文化財建造物保存活用計画」のみ。②④⑤⑥ について、建造物の保存活用計画として作成 されているか再確認が必要。また①について は文化庁側の確認では平成24年(2012年) 作成となっており、計画書に記載の平成22年 (2010年)との間に齟齬がある可能性がある ため、あわせて確認が必要。	6件とも策定済みである(別添データのと おり)。 平成24年に文化庁へ提出したところ図面 等を追加するよう指示があり、その内容を 反映したものを当時送付している。今回送 付したものと内容は同一。 ⇒保存管理計画の策定年は鶴岡八幡宮の み平成23年(2011年)、その他5件は平成 24年(2012年)です。 年度での記載がふさわしい場合は、すべて 「平成23年度(2011年度)」中の策定です。
23	293	表4-2	第1種風致地区令和8年(2025年)3月時点 で指定なし →令和8年は西暦で2026年であるため確認 願います。	ご指摘のとおり修正します。
24	302	本文4	令和3年(2022年)に制定し、歴史的風致の →令和3年は西暦で2021年であるため確認 願います。	ご指摘のとおり修正します。
25	328	【重点区域外】	14. ※令和5年(2025年)3月指定解除 →令和5年は西暦で2023年のため、確認願 います。	ご指摘のとおり修正します。
【寺社・歴史的風致形成建造物管理者】				
26	71	(e) 最後の行	現在、本殿は、四つの赤い柱に囲まれた神籬と なっており、 本殿は仮殿となっている。	現在、本殿は、四つの赤い柱に囲まれた神 籬となっており、 ↓ 現在、本殿は、仮殿となっており、
27	140	c(a)2段落4行目	この他、赤の狩衣に黒烏帽子の宮司、うす紫や うす茶色の衣笠に黒烏帽子の神職たち、 上記文書の修正	この他、赤の狩衣に黒烏帽子の宮司、うす 紫やうす茶色の衣笠に黒烏帽子の神職た ち、 ↓ この他、狩衣に黒烏帽子の宮司、神職たち、
28	56 88	日本遺産構成文化財No. 11 (a)	「詩人中原中也が亡くなる直前に境内に住ま うなど、文士の創作活動の場となった。」の部 分は事実確認できていないため、P88に記載 の「山門の脇の小路を登ると、高浜虚子や大 佛次郎など、鎌倉にゆかりの深い文化人の墓 が建っている。」に置き換えてほしい。 写真を指定の写真に変更してほしい。	ご指摘のとおり文章を修正します。 指定の写真に変更します。
29	370	14	パンフレットには「移築」ではなく「移築改築」と している。	他の建築物との整合性から「移築」のまま とします。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
30	192	d(a) 4行目	板塀の奥には、鎌倉文士の交流の場でもあった茅葺きの茶亭が残る。 を ここには、鎌倉文士の一人、大佛次郎が多くの仲間と交流した茶亭が残る。 としてほしい。	板塀の奥には、鎌倉文士の交流の場でもあった茅葺きの茶亭が残る。 ↓ ここには、鎌倉文士の一人、大佛次郎が多くの仲間と交流した茶亭が残る。
31	192	写真2-228	掲載写真を指定の写真に変更してほしい。	指定の写真に変更します。

【庁内】

32	3	表序-1	鎌倉市の共生共創部長と教育部文化財部長が「4月時点」と異なるため、「3月時点」に改めるか、正しい部長名としていただきたい。	令和8年4月1日付で修正します。
33	3	表序-1	令和8年3月時点の方がよいのではないのでしょうか。 (市職員の異動退職前)	令和8年4月1日付で修正します。
34	13	2段落目	平成28年度の樹林地面積に相違がある	以下の箇所を下記のように修正します。 平成 28年度(2016年度)時点の樹林地面積は約1,650ha(市域面積の約40%)となり ↓ 令和5年度(2023年度)時点の樹林地面積は約1,284ha(市域面積の約33%)となり
35	18	下から2行目	都市計画道路の整備率の注釈が必要	脚注に下記を記載します。 「整備率とは、改良済・概成済の道路を合わせた割合をいう。」
36	21	5行目	すべての部分で、「江の島」と「江ノ島」の表記ゆれがあるように読めるため、違いが明確化されていれば良いが、そうでなければ統一した表現としていただきたい。	江ノ島電鉄株式会社など、固有名詞で「江ノ島」としているものは「江ノ島」としますが、それ以外は「江の島」と表示します。
37	30	1行目	「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」のバーに被っているため、ルビの位置をもう少し下げてください。	ご指摘の通り修正します。
38	31	1行目	「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」のバーに被っているため、ルビの位置をもう少し下げてください。	ご指摘の通り修正します。
39	41	6段落目	「～鎌倉市指定文化財332件の総数585件を数える」としていただきたい。また、文章の最後に「令和8年2月現在(または「時点」)」を明記していただきたい。	ご指摘の通り修正します。
40	43	表1-2	・表を「令和8年2月13日時点」に更新願います。 ・市指定文化財の絵画を「55件」に、書跡・典籍を「23件」に、歴史資料を「6件」とし、合計を「332件」としていただきたい。	ご指摘の通り修正します。
41	53	長尾欣彌	本書内では、東大鈴木教授の箇所を除き、「欣」の表記を採用していますが、閉鎖登録簿(旧土地台帳)を確認したところ「欽」と記載されていました。文献により表記が分かれている状況ですが、今後の統一方針につき、どちらを採用すべきかご検討ください。	閉鎖登録簿(旧土地台帳)に記載の「長尾欽彌」とします。
42	58	21 光明寺	「建造物の指定等の状況」について、「重文(建造物)」を「重要文化財(建造物)」としていただきたい。	ご指摘の通り修正します。
43	60	43 吉屋信子記念館 及び45 古我邸	吉屋信子記念館は「未指定」ではなく「登録有形文化財」であり、古我邸は、「市景観重要建築物等」となっているはずですので、ご確認ください。	ご指摘の通り修正します。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
44	60	長尾欣彌	本書内では、東大鈴木教授の箇所を除き、「欣」の表記を採用していますが、閉鎖登記簿(旧土地台帳)を確認したところ「欽」と記載されていました。文献により表記が分かれている状況ですが、今後の統一方針につき、どちらを採用すべきかご検討ください。	閉鎖登記簿(旧土地台帳)に記載の「長尾欽彌」とします。
45	60	41 扇湖山荘 春と秋の公開日に庭園を一般公開 (建物内部は非公開)。	耐震性や敷地条件(レッドゾーン)を考慮し、現在は非公開としています。現在は民間施設としての利活用を前提に、施設整備や限定的な一般公開の実現に向けて事業を進めています。	ご指摘の通り修正します。
46	60	鎌倉市長谷子ども会館 (旧諸戸邸)	本ページでは、日本遺産の構成文化財を紹介していますが、施設の表記が各指定により異なっています。どれを採用すべきかご検討ください。 【現状の各表記】 歴史的風致形成建造物：旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館) 登録有形文化財：鎌倉市長谷子ども会館 市景観重要建築物等：鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) 日本遺産構成文化財：長谷子ども会館(旧諸戸邸)	諸戸邸として利用されていた時代の歴史的価値から各種指定されているため、歴史的風致形成建造物の表記である「旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)」とします。
47	60	鎌倉市長谷子ども会館 (旧諸戸邸)	内部非公開(敷地外から外観見学可)	ご指摘の通り修正します。
48	61	(7)埋蔵文化財 令和7年(2025年)8月1日～〈中略〉～これらが全体の約80パーセントを占めている。	(7)埋蔵文化財 令和8年(2026年)4月1日現在、鎌倉市内の周知の埋蔵文化財包蔵地は469か所を数える。市域の約6割が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当している。遺跡の時代は旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世があり、特に中世の遺跡が鎌倉地域に集中している。	ご指摘の通り修正します。
49	83	明王院	「木造 不動明王坐像」は重要文化財となっています。	以下の箇所を下記のように修正します。 不動、降三世、大威徳、軍荼利、金剛夜叉の五大明王を祀っているのは、鎌倉では明王院のみである。 ↓ 不動、降三世、大威徳、軍荼利、金剛夜叉の五大明王を祀っているのは、鎌倉では明王院のみである(不動明王坐像は重要文化財)。
50	119	風入れの画像	円覚寺と建長寺が逆ではないでしょうか。画像提供元に確認をお願いしますでしょうか。	写真の入れ替えを行います。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
51	163 166	c その他の旧跡 6行目	和田塚に関する記載が不足していると思われるので、追加していただきたい。	以下の箇所を下記のように修正し、P166にも説明を追加します。また、写真を追加します。 江戸時代の人々は多く訪れたと推察される。その証拠として、『新編鎌倉志』で取り上げられたことはもちろん、『鎌倉絵図』にも多く記載されている。 代表的なものとして十一人塚を紹介する。 ↓ 近世以降の人々も多く訪れたと推察される。その証拠として、江戸時代に成立した『新編鎌倉志』や『鎌倉絵図』で取り上げられ、明治の古地図、地誌にも記載されている。 代表的なものとして、十一人塚及び和田塚を紹介する。 P166の最後に以下の説明を追加します。 また、和田塚では、昭和22年(1947年)にその保存を目的の一つに掲げる一般社団法人由比ガ浜青年会が成立しており、以来、定期的な清掃や説明板の設置など、地域の伝承の場を保全する活動が継続している様子が見られる。
52	163	c その他の旧跡 3段落6行目、12行目	この十一人塚は、そのときの11人を弔うため設けられた。市指定の史跡である。 ↓ この塚は、そのときの11人を弔うために設けられたとされ、市の史跡に指定されている。 目に見ることができる。江戸時代の人々が巡っていた旧跡・名所 ↓ 目に見ることができ、旧跡・名所	ご指摘の通り修正します。
53	186	旧諸戸邸	「～登録有形文化財となっている」としていただきたい。	ご指摘の通り修正します。
54	186	(b)旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)	子ども会館としての役割を終えた現在は、増築部分を解体し、施設の保存と民間利活用の実現に向けた耐震改修および敷地整備を推進しています。これに伴い、現存する「創建当初の2階建て洋館、その北側の廊下部分、および蔵」についても、当時の意匠を忠実に復元するよう、意匠の復元を伴う丁寧な改修工事を進行中です。	以下の箇所を下記のように修正します。 現在、創建当初の建物は2階建ての洋館とその北側の廊下部分、及び蔵のみであるが、市による回収時も旧状に服するよう注意深く工事が行われている。 ↓ 子ども会館としての役割を終えた現在は、増築部分を解体し、施設の保存と民間利活用の実現に向けた耐震改修および敷地整備を推進しています。これに伴い、現存する「創建当初の2階建て洋館、その北側の廊下部分、および蔵」についても、当時の意匠を忠実に復元するよう、意匠の復元を伴う丁寧な改修工事を進行中です。
55	190	長尾欣彌	本書内では、東大鈴木教授の箇所を除き、「欣」の表記を採用していますが、閉鎖登記簿(旧土地台帳)を確認したところ「欽」と記載されていました。文献により表記が分かれている状況ですが、今後の統一方針につき、どちらを採用すべきかご検討ください。	閉鎖登記簿(旧土地台帳)に記載の「長尾欽彌」とします。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
56	211	1行目	P65の図面と表示に整合性がないので文章を確認すべきである	以下の箇所を下記のように修正します。 ここでいう鎌倉の山稜部とは、中世の時代において、まちの中心部を三方から取り囲む山々の連なりを指すものである。 ↓ ここでいう鎌倉の山稜部とは、中世の時代において、まちの中心部を三方から取り囲む山々の連なり及びそのバッファーとなる周辺地域を合わせたエリアを指すものである。
57	214	写真2-260	もう少し切通らしい写真とした方がよいのではないか	写真を差し替えます。
58	220	4段落目	文章の言い回し修正	4段落目の文章を下記の通り修正します。 これらの山稜は、本来は自然物であるものの、古都保存法制定に至る経緯や法制定以降の市民・土地所有者をはじめとした市民等の歴史的風土の保全の理解と協力を得ての実態から、歴史的遺産と一体となる自然的環境として保存されてきたことから市民・土地所有者等によって積極的に手入れされてきた、地域固有の歴史的風土を形成する歴史的建造物と捉える。
59	221	表2-13	鎌倉市及び逗子市→逗子市は歴特指定箇所はない 名越切通→名越切通し	すべて鎌倉市となるため、市名の欄を削除します。
60	222	(ア)1段落目	首都圏近郊緑地保全法は昭和41年策定	ご指摘のとおり修正します。 昭和48年(1973年)→昭和41年(1966年)
61	222	4段落目	市民サービスの一環で市が行ってきた危険木などの処理を制度化したものではないのではないか。	以下の箇所を下記のように修正します。 市民サービスの一環で市が行ってきた危険木などの処理を制度化 ↓ 樹林環境の向上を図るために行ってきた、危険木などの伐採を制度化
62	234	歴史的風土保存計画	計画が古い(H28改定)ので最新版に変更が必要	平成28年改定のものに修正します。
63	236		鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会などの名称の統一が必要	P35で風致保存会の記載方法を指定していることから、このままとします。
64	237	表3-1	鎌倉市及び逗子市→逗子市は歴特指定箇所はない 名越切通→名越切通し	すべて鎌倉市となるため、市名の欄を削除します。
65	239	写真3-3	写真のタイトルを「鎌倉郷土芸能大会」としてください。	ご指摘の通り修正します。
66	242	3段落目	「交通渋滞や回遊性について、交通需要マネジメント(TDM)施策や歩く観光の推奨による一定の成果は見られるものの、依然、交通環境の改善や回遊性の向上、公共交通機関の混雑緩和が課題となっている。今後は、鎌倉フリー環境手形(公共交通フリー乗車券)の継続、ロードプライシングの導入、画像認識による交通量観測装置等の新しい技術の導入等が必要となる。」 上記記載内容について新交通マスタープランと整合するよう更新をお願いします。	下記のように修正します。 交通渋滞や歩行環境について、パーク&ライド・鎌倉フリー環境手形の継続運用等により一定の成果は見られるものの、鎌倉地域を中心に幹線道路の平均旅行速度が休日17.0km/hと神奈川県平均を大きく下回るなど、依然として交通渋滞の改善と歩行環境の向上が課題となっている。 また、鎌倉市を目的地としない通過交通が全体の約半数を占めることも渋滞の大きな要因となっている。今後は、ETC2.0 プローブデータを活用した渋滞実態の把握、カーナビ・地図アプリを活用した迂回ルート誘導や渋滞状況マップの整備などのソフト施策、高速道路・都市計画道路等の整備による通過交通の削減といったハード施策を組み合わせるとともに、ロードプライシングの導入の検討についても課題となっている。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
67	242	(3)安心・安全を確保	樹林環境の確保のほうがよいのではないかな。	以下の箇所を下記のように修正します。 安心・安全を確保 ↓ 樹林環境の確保
68	245	3 既存計画	・令和8年(2026年)〇月に策定した → 令和8年(2026年)4月に策定した に修正をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
69	245	3 既存計画 主な関連計画 ～ 鎌倉市本庁舎整備方針・ 鎌倉市本庁舎等整備基 本構想 鎌倉市庁舎現在地利活 用基本構想 ～	深沢の新庁舎については、重点区域に入っていないため、修正をお願いします。 修正案↓↓ 主な関連計画 ～ 鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画プラン1.0 新庁舎等の整備における「両輪体制」方針 ～	ご指摘の通り修正します。
70	246	(1)鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創 プラン2030	・表題部の「★更新中★」の削除をお願いします。 ・令和8年(2026年)〇月に → 令和8年(2026年)4月に ・「初年度とする市の総合計画を策定した」→ 「初年度とする市の総合計画(基本構想及び基本計画)を策定した」 ・将来目標は「生涯にわたって、誰もが～」 → 「生涯にわたり、誰もが～」 ・「歴史・文化的遺産」→「歴史遺産・文化遺産」 に修正をお願いします。	1点目、「令和8年(2026年)を初年度とする市の総合計画」として4月は除きます。それ以外は、ご指摘の通り修正します。
71	246	■将来目標	生涯にわたって、誰もが～ → 生涯にわたり、誰もが～ に修正をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
72	247	■施策の体系 3-15 歴史 ■主な取組	鎌倉特有の文化遺産、歴史遺産を～ → 鎌倉特有の歴史遺産、文化遺産を～ に修正をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
73	247	■施策の体系 4-5 風 致景観 ■主な取組	・良好な都市景観形成の誘導を進めます → 良好な都市景観を形成します ・地域固有の景観資源を保存・活用します → 地域固有の景観資源を保存し、活用します に修正をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
74	249	(3)鎌倉市環境基本計画 ★更新中★	現在改定作業中のため、その内容を追加してください。	に重点を置き、令和4年(2022年)5月に改定が行われた。 ↓ に重点を置き、現在第4期の改定作業中であり、
75	260	(10)鎌倉市観光基本計画 ★更新中★ 「鎌倉市本庁舎等整備基本構想なお、～」	鎌倉市本庁舎等整備基本構想についての記載が、第3期鎌倉市観光基本計画の中になく、また、本構想を特出しする理由もない(なお、この鎌倉市本庁舎等整備基本構想は深沢の新庁舎についての検討につながっている内容です。)ことから、削除をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
76	269	(16)鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画) 「その他、市役所本庁舎の移転に伴い市が推進している深沢地域のまちづくりにおいて、～」	本庁舎の移転(位置条例の改正)という取組ではなくなっており、深沢のまちづくりのために移転に取り組んだものでもありません。誤解を生まないう、市役所本庁舎の移転に伴い」を削除してください。	ご指摘の通り修正します。
77	271	(19)鎌倉市公共施設再編計画・鎌倉市公共施設等総合管理計画	両計画ともに、「令和6年(2024年)3月に改訂」 改定→改訂	ご指摘の通り修正します。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
78	271	(20)鎌倉市公的不動産 利活用推進方針	対象となる不動産について、旧前田邸は対象 としていますが、鎌倉文学館は対象としていま せんので、削除等をお願いします。	ご指摘の通り修正します。
79	273	(22)鎌倉市本庁舎整備 方針・鎌倉市本庁舎等整 備基本構想 (23)鎌倉市庁舎現在地 利活用基本構想	(22)鎌倉市本庁舎整備方針・鎌倉市本庁舎等 整備基本構想の鎌倉市本庁舎等整備基本構想 の部分(説明文も含めて)を削除してくださ い。 また、上記のとおり、(23)鎌倉市庁舎現在地 利活用基本構想について、下記の最新の計画 及び方針に差し替えてください。 (22)鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画プ ラン1.0・新庁舎等の整備における「両輪体制」 方針 市庁舎現在地の利活用について、令和6年 (2024年)3月に策定した鎌倉市市庁舎現在 地利活用基本計画プラン1.0では、施設計画の 基本的な方針の一つを「まちや自然との共生」 とし、まちや自然との共生を図るため、鎌倉駅 からの動線となる敷地東側に市民が集い、利 用できる広場空間を設けるとともに、接道緑 化等、緑豊かな環境の整備に取り組むとして いる。また、市民活動や文化の拠点としてだけ でなく、防災拠点として機能する外構計画及び 施設計画としている。 なお、令和7年(2025年)12月に新庁舎等 の整備における「両輪体制」方針を策定し、市 庁舎現在地については、市政の意思を形づく る機能(議会・政策判断など)を担う拠点として 本庁舎の位置付けを残すことで、深沢に整備 する新庁舎と両輪体制となるよう利活用を目 指すとしている。	ご指摘の通り修正します。
80	277	(3)1行目	厳密と厳格の使い分けがバラバラに感じる	「厳格」に統一します。
81	306	保存管理計画策定済み の史跡一覧	時点更新をして、「史跡浄智寺境内」を追加し てください。(252ページとの整合性を図って ください)	ご指摘の通り修正します。
82	307	指定文化財の件数	上記41ページ、43ページの内容を反映させ、 「令和8年(2026年)2月13日現在、～鎌倉市 指定332件の総数585件」としてください。	ご指摘の通り修正します。
83	326	写真6-2 史跡和賀江嶋 (現状把握調査)	写真6-2 史跡和賀江嶋(現況把握調査)	ご指摘の通り修正します。
84	329	事業番号1-5	写真を追加してはどうか。	写真を追加します。
85	349	事業番号2-11	津波避難ビルへの民間支援の記載を追加でき ないか。	以下の箇所に説明を追加します。 指定されていることから、避難誘導サイン 等の整備、修繕、更新を行う。 ↓ 指定されていることから、津波避難ビルの 整備促進のための民間支援や避難誘導サイ ン等の整備、修繕、更新を行う。
86	369	表	・湯浅物産館は「登録有形文化財」となってい る。 ・旧鎌倉図書館は「登録有形文化財」となっ ている。	ご指摘の通り修正します。

整理 番号	該当 ページ	該当箇所 (項目など)	意見等	回答
87	373	2(1)	タイトルに「国指定文化財」を追加してください。 また、本文を以下のように修正をお願いします。 建造物の外部及び内部とも現状維持を基本とし、文化財保護法または県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持・保存するための修理実施にあたってはについては、学識経験者など専門家の意見を踏まえ、文化財としての価値を損なうことのないよう各種調査に基づいて行われる建造物の外部及び内部を対象とした、修復・復原を行うことを基本とする。	ご指摘の通り修正します。
88	目次	(22)鎌倉市本庁舎整備方針・鎌倉市本庁舎等整備基本構想 (23)鎌倉市庁舎現在地地利活用基本構想	深沢の新庁舎については、重点区域に入っていないため、従前の深沢地区のまちづくりも記載されておらず、記載不要と考えます。 修正案 ↓ ↓ ((22)は削除、(23)を次のとおり修正) (22)鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画プラン1.0・新庁舎等の整備における「両輪体制」方針	ご指摘の通り修正します。